平成２８年（フ）第１０６号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3445番地の11　カームプレイス103号
債務者　坂田加津代
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１７６５号
名古屋市南区内田橋２丁目28番11号　ＢＥＬＩＳＴＡ豊田本町803号
債務者　今田留美子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７号
岐阜県大垣市南若森町389番地１　ルミエール若森１　202
債務者　オボ　ミツエ　マリナ（旧姓トジー　ミツエ　マリナ　オボ）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４４５５号
大阪府東大阪市稲葉１丁目８番43号エトワール103号、前住所大阪市中央区北久宝寺町１丁目３番15―1305号
債務者　中野　佑樹
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４６４号
大阪府茨木市西中条町14番21―204号
債務者　岸下　恭史
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８７号
大阪府東大阪市吉田６丁目６番36号
債務者　熊谷真奈美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８０号
大阪府枚方市東香里３丁目２番４号、事業所所在地大阪府豊中市蛍池中町３－２－１
債務者　ボンヌビーこと　池田　　聖
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６０号
大阪市此花区伝法５丁目10番20号　チェリーハイツ　401号
債務者　伊藤吉彦こと　伊**藤**　吉彦
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９０号
大阪府茨木市水尾１丁目13番23号
債務者　江島　忠範
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００１号
大阪府枚方市伊加賀北町７番６―605号
債務者　岡　眞智子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００８号
大阪府高槻市大塚町３丁目35番２号
債務者　山下　浩一
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００９号
大阪府高槻市大塚町３丁目35番２号
債務者　山下真理子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３７号
大阪市東住吉区今川４丁目４番９号しらさぎアイグレット・ラ・レジデンス503号
債務者　北野　美雪
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８６号
大阪市中央区瓦屋町３丁目９番７―604号、前住所大阪市中央区日本橋２丁目15番６号サニーハウスＯＫＵＮＯ401
債務者　メンバーズ　シークレットこと　堂園　政子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９５号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目12番８号
債務者　髙岡　隆二
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２３号
大阪府吹田市千里丘下６番Ｅ―704号
債務者　森山　　恵（旧姓円谷）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２４６号
大阪市東成区大今里南６丁目11番５―602号、前住所大阪市東成区大今里西３丁目15番６―101号　アベニュー今里
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部